



宮 崎 県 公 報

平成26年7月14日(月曜日) 第2607号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(“) 1

公 告

- 県営土地改良事業計画の変更……………(農村整備課) 2

頁

- 入札公告…………… 2
- 選挙管理委員会告示
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 3
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 3
- 収用委員会告示
- 収用及び使用の裁決手続の開始決定(2件)…………… 3

告 示

宮崎県告示第 417号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成26年7月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	狩野小谷川	06-381-1-032	土 石 流
	北狩野小谷川	06-381-1-033	土 石 流
	川 原 田	I-1-0871	急傾斜地の崩壊
	浦之名山下	I-1-0872	急傾斜地の崩壊
	上 狩 野	I-1-0873	急傾斜地の崩壊
	下 狩 野	I-1-0874	急傾斜地の崩壊
	浜 鈴	I-1-2095	急傾斜地の崩壊
国 富 町	新堀谷川	06-382-2-004	土 石 流
	仲 町	I-1-0928	急傾斜地の崩壊
	地 蔵 寺	I-1-0947	急傾斜地の崩壊
	新堀-1	II-1-5862	急傾斜地の崩壊

		III-1-9550		
新堀-2		II-1-5863	急傾斜地の崩壊	
新堀-3		II-1-5864	急傾斜地の崩壊	
		III-1-9551		
十日町西		II-1-5865	急傾斜地の崩壊	
綾 町	揚 町	I-1-0975	急傾斜地の崩壊	
	中 堂	I-1-0988	急傾斜地の崩壊	
	古 城	I-1-0989	急傾斜地の崩壊	
	横 町	I-1-0990	急傾斜地の崩壊	
	横町-3		I-1-3366	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 418号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成26年7月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	狩野小谷川	06-381-1-032	土 石 流
	北狩野小谷	06-381-1-033	土 石 流

	川		
	川 原 田	I-1-0871	急傾斜地の崩壊
	浦之名山下	I-1-0872	急傾斜地の崩壊
	下 狩 野	I-1-0874	急傾斜地の崩壊
	浜 鈴	I-1-2095	急傾斜地の崩壊
国 富 町	仲 町	I-1-0928	急傾斜地の崩壊
	地 蔵 寺	I-1-0947	急傾斜地の崩壊
	新 堀 - 1	II-1-5862 III-1-9550	急傾斜地の崩壊
	新 堀 - 2	II-1-5863	急傾斜地の崩壊
	新 堀 - 3	II-1-5864 III-1-9551	急傾斜地の崩壊
	十 日 町 西	II-1-5865	急傾斜地の崩壊
綾 町	揚 町	I-1-0975	急傾斜地の崩壊
	中 堂	I-1-0988	急傾斜地の崩壊
	古 城	I-1-0989	急傾斜地の崩壊
	横 町	I-1-0990	急傾斜地の崩壊
	横 町 - 3	I-1-3366	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高岡土木事務所に備えて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、第 2 内山地区県営土地改良事業（宮崎市、経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成26年 7 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間
平成26年 7 月14日から平成26年 8 月12日まで
- 3 縦覧場所
宮崎市役所農政部農村整備課内

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成26年 7 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量 液体クロマトグラフ質量分析装置 1式
 - (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限 平成26年12月19日
 - (4) 納入場所 宮崎県総合農業試験場
 - (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 8 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 平成26年宮崎県告示第 130号に規定する資格を有する者であること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を平成26年 8 月27日までに下記 3(1)の場所に提出し事前に審査を受けること。
- 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

上記 2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望する者は、下記の申請を行うこと。

 - (1) 申請書用紙等を配付する場所及び受付場所
宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7208
 - (2) 申請書類の受付期間
平成26年 7 月14日から平成26年 8 月12日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。
なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
 - (2) 期間 平成26年 7 月14日から平成26年 9 月 2 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
- 5 入札説明書の交付場所及び交付期間
 - (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
 - (2) 期間 平成26年 7 月14日から平成26年 9 月 2 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
 - (2) 提出期限 平成26年 9 月 2 日午後 2 時（郵便にあっては、平成26年 9 月 1 日午後 5 時必着）
 - (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る）

。）によること。

7 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁 1 号館 4 階総務事務センター入札室 宮崎市
橋通東 2 丁目10番 1 号

(2) 日時 平成26年 9 月 2 日午後 2 時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則
第 2 号）第 100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に
求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務
規則第 125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札
を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部総務事務センター物品担当

12 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づ
く政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情
検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場
合、調達手續の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased Liq-
uid chromatography-mass Spectrometer 1 set

(2) Timelimit for tender: 2:00p.m.2 September, 2014

(3) Contact point for the notice:Office Employee General Aff-
airs Center Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachi-
banadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan.

TEL:0985-26-7208

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1
項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第
76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の
組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 8 条第 1 項
に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40
万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に 6 分の
1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得
た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える
数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40
万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成26年 7
月 5 日現在次のとおりである。

平成26年 7 月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 18,492人

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え
80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に 6 分の 1 を乗じ

て得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、そ
の総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に 8 分
の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分
の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) 215,575人

宮崎県選挙管理委員会告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第 1 項に規定する選挙
権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以
下の場合にあっては、その40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た
数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数
が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に 8 分の 1 を
乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を
乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成26年 7 月 5 日現在次の
とおりである。

平成26年 7 月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

串間市選挙区

5,714人